

## 『人権基本条例(仮称)』の検討を進めています

☎ 企画経営課 ☎0422-29-9032

市では、すべての人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けた基本理念を定める『人権基本条例(仮称)』の制定に向けて検討を進めています。検討に当たり、市民会議や審議会、関係団体の方などから意見を伺うほか、無作為抽出で選ばれた市民の皆さんによるワークショップを実施するなど、市民参加を図りながら取り組みます。

### ●無作為抽出による市民ワークショップを開催します

18歳以上の市民1,000人を住民基本台帳から無作為抽出し、参加依頼書を発送します。参加できる方は、同封の承諾書を返送してください。

ワークショップでは、少人数のグループに分かれて意見交換や発表を行います。人権問題に関する深い知識は必要ありません。日常生活での気付きや思いを気軽に話し合ってみませんか。

☎ 8月27日(土)午後1時～4時

☎ 三鷹産業プラザ

### ●『人権基本条例(仮称)』の役割

- すべての市民の基本的な人権を尊重する理念を示します
- 誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します
- 一人ひとりを大切に社会へ意識の変化を促していきます
- 市の人権に関する上位規範として施策の方向性を示します

8月15日(月)

## 「三鷹市マイナンバーカードセンター」がオープン

☎ 市民課 ☎0422-29-9191

三鷹産業プラザ6階にオープンし、マイナンバーカードの申請からカードの受け取り、電子証明書に関する手続き、マイナポイントの申し込み支援など、マイナンバーカードに関する手続きを受け付けます。



### 施設情報

#### ◆開館時間

月・火・木・土曜日午前9時～午後5時(受付は4時30分まで)  
水・金曜日午前9時～午後7時(受付は6時30分まで)

#### ◆休館日

日曜日、祝日、年末年始

#### ◆所在地

下連雀3-38-4 三鷹産業プラザ6階

※専用の駐車場はありませんので、周辺の駐車場をご利用ください。駐輪場は地下1階です。

※転入・転居・転出や戸籍の届け出、証明書の発行はできません。

### マイナンバーカード特設窓口(市役所1階4番窓口)

同センター開設後も引き続き業務を行います。カードの交付を希望する場合は、事前にご相談ください。

### 臨時休業のお知らせ

発券機の入替え、同センターへの移設作業のため休業します。

☎ 7月23・30日の土曜日、8月12日(金)・13日(土)

### マイナンバーカード交付申請等支援窓口(第二庁舎2階)

窓口機能を同センターへ移管し、8月12日で業務を終了します。

## 窓口案内表示システムを入れ替えます

☎ 市民課 ☎0422-29-9191

8月1日(月)から、市役所1階の市民課・保険課と三鷹駅前市政窓口で使用している窓口発券機を入れ替え、新たに「広告付き窓口案内表示システム」を導入します。広告表示モニターを設置することで、発券機の設置や維持管理にかかるすべての経費を広告収入により賄います。

### ◆混雑緩和と待ち時間快適化のための新サービス

#### ●順番お知らせメール

番号札の二次元コードから登録すると、呼び出しの順番が近づいた際に案内メールが届きます。

#### ●市民課と保険課の番号札を共通化

両課で手続きがある場合、今後は同じ番号札でスムーズに手続きができます。

#### ●広告表示モニターを設置

市民課と三鷹駅前市政窓口を設置するモニターに、市からのお知らせや広告などを表示します。

## 物価高騰への対策

## 農業者への燃料費と肥料購入費の支援

☎ 都市農業課(第二庁舎2階) ☎0422-29-9616

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の農業者を支援します。

### 農業施設用燃料費助成事業

農業用ハウスの暖房設備で使用する燃料価格の高騰による生産コストの負担軽減を図るため、コロナ禍以前の燃料価格と比較した価格上昇分を助成します。

☎ ハウスで販売用農産物を生産する市内農業者

#### ◆補助額

令和4年10月1日～5年3月31日にハウスの加温に使用した燃料の購入価格と、2年3月時点の石油情報センター調べ納入価格との差額

※上限額はA重油1ℓ当たり30円、灯油1ℓ当たり20円。

☎ 5年1月4日(水)～31日(火)に申請書(市ホームページまたは同課で入手)と添付書類(燃料の購入明細、ハウス・暖房設備の概要が分かる資料など)を同課へ

### 農産物栽培用肥料購入費助成事業

肥料原料の価格高騰により秋肥が値上げされることから、市内農業者の負担軽減と市内産農産物の価格上昇抑制を図るため、肥料購入経費の一部を助成します。

#### ◆補助額

7月1日～5年2月28日の肥料購入費の30%以内(他団体等の補助などがある場合は合わせて30%以内)

※上限額は認定農業者・準認定農業者10万円、一般農業者4万円。

☎ 5年1月4日(水)～3月3日(金)に申請書(市ホームページまたは同課で入手)と添付書類(肥料の購入明細、前年との価格差が分かる資料(必要に応じて)など)を同課へ

## 「準認定農業者制度」を創設

☎ 都市農業課 ☎0422-29-9616

認定農業者制度とは、農業者が作成した農業経営改善計画を市が認定し、経営状況や労働環境の改善を支援する制度です。市では従来の認定農業者に加えて、小規模農地などの農業者を支援するために、「準認定農業者制度」を創設し、農業経営に意欲的に取り組む小規模な農業者からの申請を受け付けます。

### 準認定農業者の認定基準

- 農業経営の改善を促進するために有効かつ適正な改善計画であること
- 農用地1aにつき8万円を乗じた額の農業収入または200万円以上の農業所得を5年後の目標とする計画であること
- 5年後に改善計画が達成できる見込みが確実であること



☎ 8月17日(水)までに申請申込書(市ホームページまたは同課で入手)を同課(第二庁舎2階)へ

※9月ごろに申込者を対象とした認定支援相談会を開催予定です。東京都農業振興事務所や中央農業改良普及センター、東京都農業会議などでチームを組織し、計画作成を支援します。

## 介護ロボット等導入支援事業補助金

☎ 介護保険課 ☎0422-29-9274

介護サービス環境の向上を図るため、介護ロボットなどを導入する事業者へ補助金を交付します。

#### ◆対象事業所

三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属している市内の介護事業所

#### ◆対象機器

介護ロボット、介護ロボット通信機器、ICT機器など

#### ◆対象費用

購入費用、リースまたはレンタル費用(導入初年度のみ)、初期設定費用、配送料など(対象機器により異なる)

#### ◆補助額

1事業所につき上限50,000円(上限に満たない場合は対象費用の全額)

※必ず機器の導入前に申請してください。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。